

vol.27

市住新聞

火災警報 特別版

発行者

市営住宅指定管理者
宮崎市営住宅管理センター
[代表]
一般社団法人
宮崎県宅地建物取引業協会
管理収納担当課
住所:宮崎市昭和町86番地2
電話:0985-74-5211

本年7月に再び、市営住宅の火災事故が発生しました。

市営住宅では、前年度に全焼火災事故が連続して発生し、そのうち1件は入居者が亡くなる重大火災事故となっております。
今回発生した火災事故も、建物住戸や家財等が焼損、消火活動による水損により甚大な被害が発生しております。

火災は、どの団地、住戸においても発生する可能性があり、ひとたび火災が発生すると生命や財産などを失う危険性があります。

また、隣接住戸への延焼、煙害、消火活動の放水による住戸内の冠水など、第三者に大変な被害を及ぼすこととなり、多くの人に迷惑をかけ、また、多額の賠償責任が発生する場合もあり、火災保険加入の備えも必要となります。

住宅を使用するに際して、日頃から、火災を発生させない心構えと使用に当たって、細心の注意をお願いします。



最も多い火災原因



▲ 外出の際は、今一度、「火の始末」の確認をお願いします。▲

《火災被害、損害賠償責任への備え》

損害賠償保険への加入のおすすめ!!

いざという時に!

火災トラブルに備えた損害賠償保険!!

- 火災を起こしたときは、自らが居住する住戸だけではなく、廊下、階段などの共用部分や、他の入居者が住む住戸も類焼する恐れがあるほか、発生した煙により、住戸や家財道具が煙で使い物にならなくなる煙害や、消火活動により大量の水が放水されて水浸しになる冠水などが原因で、多くの人に迷惑をかけることとなります。
- 入居者の過失により火災を発生させ、また、被害を大きくした場合には、入居者の保管義務違反という点から、多額の賠償責任が発生する場合がありますので、火の取り扱い、くれぐれも注意してください。
- また、自分自身の失火でなく、近隣住戸の火災により、自分の家財が延焼による焼失や消火活動による水損被害を受けた場合でも、失火者に対して損害賠償を請求することは極めて困難です。
- 火災により発生する損害賠償トラブルに備え、損害賠償に至るケースを想定して、損害賠償保険は有効な手段であり、加入をおすすめします。損害賠償保険は、入居者の皆さんが個人で加入していただくもので、一定の費用負担が必要となります。



参考 損害賠償保険の例です!

◆保険加入については、各地区管理会社にご相談ください。

① 家財保険 (入居者本人の損害)

入居する物件において、火災・水濡れなどにより、入居者本人の家財に損害が生じた場合

② 修理費用保険 (入居物件の損害)

入居する物件において、賃貸借契約に基づく原状回復義務による修理、緊急的に被保険者の負担で修理を行った場合

③ 借家人賠償保険 (入居物件の損害)

入居する物件に損害を与えてしまい、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合

④ 個人賠償保険 (第三者の損害)

誤って第三者にケガさせたり、第三者の財物(家財等)に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合